

○第87回農薬専門調査会幹事会（公開）

日時：平成24年10月26日（金）14：00～16：30

議事概要：

（1）農薬（アメトクトラジン、フェンピロキシメート）の食品健康影響評価について

①アメトクトラジン

・審議の結果、一日摂取許容量（ADI）を2.7 mg/kg体重/日とし、評価書（案）を一部修正の上、食品安全委員会に報告することとなった。

*殺菌剤で、今回、ばれいしょ、たまねぎ、トマト、ミニトマト、きゅうり、ぶどうへの新規登録申請がされています。また、ホップ、たまねぎ等へのインポートトレランス（国外で使用される農薬等に係る残留基準）の設定が要請されています。

②フェンピロキシメート

・審議の結果、一日摂取許容量（ADI）を0.0097 mg/kg体重/日とし、評価書（案）を一部修正の上、食品安全委員会に報告することとなった。

*殺虫剤（殺ダニ剤）で、りんご、かんきつ等に使用します。今回、トマト、とうがらし類、うめ、おうとう及び茶への適用拡大申請がされています。ポジティブリスト制度導入に伴う残留基準（いわゆる暫定基準）が設定されています。

（2）農薬（アルドリン及びディルドリン）の食品健康影響評価について

①アルドリン及びディルドリン

・審議の結果、アルドリンの耐容一日摂取量（TDI）を0.000025 mg/kg体重/日、ディルドリンの耐容一日摂取量（TDI）を0.00005 mg/kg体重/日とし、評価書（案）を一部修正の上、食品安全委員会に報告することとなった。

*殺虫剤で、日本国内での農薬登録はありません。ポジティブリスト制度導入に伴う残留基準（いわゆる暫定基準）が設定されています。

（3）農薬（メトコナゾール）の食品健康影響評価について

①メトコナゾール

・生殖発生毒性ワーキンググループにおいて調査審議することとなった。

*殺菌剤で、麦類、みかんに使用します。今回、大麦、小麦等への適用拡大申請がされています。また、だいず、てんさい等へのインポートトレランス（国外で使用される農薬等に係る残留基準）の設定が要請されています。

（4）農薬（オキシシン銅、ジフルフェニカン、フルキサピロキサド）の食品健康影響評価について調査審議する評価部会の指定について

①オキシシン銅

・評価第四部会において調査審議することとなったことが報告された。
* 殺菌剤で、りんご、なし等に使用します。今回、だいこん、きゅうり等への適用拡大申請がされています。ポジティブリスト制度導入に伴う残留基準(いわゆる暫定基準)が設定されています。

②ジフルフェニカン

・評価第三部会において調査審議することとなったことが報告された。
* 除草剤で、小麦及び大麦に使用します。ポジティブリスト制度導入に伴う残留基準(いわゆる暫定基準)が設定されています。

③フルキサピロキサド

・評価第二部会において調査審議することとなったことが報告された。
* 殺菌剤で、日本国内での農薬登録はありません。今回、大豆、小麦等へのインポートトランス(国外で使用される農薬等に係る残留基準)の設定が要請されています。